

○渋川市水道法施行細則

平成 25 年 3 月 12 日

規則第 8 号

改正 平成 25 年 11 月 1 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設基準適合確認の申請等)

第 2 条 法第 33 条第 1 項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）とする。

2 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第 2 号）により行うものとする。

3 法第 33 条第 5 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計確認通知書（様式第 3 号）

(2) 専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第 4 号）

(専用水道の給水開始前の届出)

第 3 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始前届（様式第 5 号）により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第 4 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は水道技術管理

者を変更したときは、速やかに水道技術管理者設置（変更）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（業務委託開始等の届出）

第5条 法第24条の3第2項（法第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定により業務委託を開始又は失効したときは、速やかに業務委託開始（失効）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平25規則37・追加）

（専用水道の廃止の届出）

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平25規則37・旧第5条線下）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第37号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所
申請者 ふりがな
氏 名 印
（法人又は組合にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

次のとおり専用水道布設工事の確認を受けたいので、水道法第33条第1項の規定により申請します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
給 水 の 対 象	
給 水 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 工事設計書
- 2 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設（7に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 7 導水管きよ、送水管並びに排水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第2号（第2条関係）

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 印
（法人又は組合にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

次のとおり専用水道確認申請書の記載事項を変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

確認年月日及び番 号	年 月 日 ・ 第 号
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前 ----- 変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第3号（第2条関係）

（指令番号）

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及
び代表者氏名

様

専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認をしたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

渋川市長

印

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

様式第4号（第2条関係）

（指令番号）

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及
び代表者氏名

様

専用水道布設工事設計不適合等通知書

年 月 日付けで確認の申請のあった下記の専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認ができませんでしたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

渋川市長

印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 不適合等の理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号（第3条関係）

専用水道給水開始前届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

届出者 住所
ふりがな
氏名 印
（法人又は組合にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

次のとおり専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

確認年月日及び番 号	年 月 日 ・ 第 号
工事完了年月日	年 月 日
給水開始年月日	年 月 日
水質検査の結果	
施設検査の結果	

様式第6号（第4条関係）

水道技術管理者設置(変更)届

年 月 日

(宛先) 渋川市長

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 印
(法人又は組合にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

次のとおり水道技術管理者を設置（変更）したので、渋川市水道法施行細則第4条の規定により届け出ます。

確認年月日及び番 号	年 月 日 ・ 第 号
給水開始年月日	年 月 日
水道技術 管理者	氏 名
	住 所
	学歴及び水道 に関する技術 上の実務経験
設 置 年 月 日	年 月 日

様式第7号（第5条関係）

業務委託開始（失効）届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 印
（法人又は組合にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

専用水道の管理に関する技術上の業務について委託を開始（失効）したので、渋川市水道法施行細則第5条の規定により届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道設置者の氏名又は名称
- 3 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間 年 月 日から 年 月 日
- 7 当該契約が効力を失ったときは、その理由

添付資料

- 1 水道法施行令第7条第3号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第8号（第6条関係）

専用水道廃止届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

届出者 住所
ふりがな
氏名 印
（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

次のとおり専用水道を廃止したので、渋川市水道法施行細則第6条の規定により届け出ます。

確認年月日及び番 号	年 月 日 ・ 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

